

# 自転車用ヘルメット購入補助

安全基準を満たしたヘルメットを購入された方に

最大

3,000円

を補助します！

- 令和5年4月1日から、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。
- 自転車事故で死亡した人の約5割が頭部に致命傷を負っています。交通事故の被害を軽減するために自転車用ヘルメットを着用し、大事な命を守りましょう。

■対象者 若狭町に住民票があり、町税等の滞納がない方

■対象となるヘルメット SGマーク等が貼付してあるもの  
令和8年4月1日以降に購入した新品のもの

【参考】安全基準マーク

SGマーク	JCF公認マーク	JCF推奨マーク	CEマーク	CPSC
				

■補助内容

- 高校生以下 購入費用の10分の10 【上限3,000円】
- 上記以外の方 購入費用の2分の1 【上限2,000円】

※いずれも中学生は除く（学校を通じて購入補助を実施）  
※100円未満の端数は切り捨て

■申請書類

- ①申請書
- ②領収書（レシート可）
- ③ヘルメットにSGマーク等の貼付が確認できるもの（購入したヘルメットの写真）

※年度内に1人1回までの申請となります。

お問い合わせ：若狭町役場環境安全課

TEL 0770-45-9126

申請書等はHPから

ダウンロードください ⇒

